

平成 19 年 3 月 1 日

スティールパートナーズジャパン・ストラテジック・ファンド(オフショア)・コレ・ピー 御中

サッポロホールディングス株式会社
代表取締役社長 村上 隆男

大規模買付行為に係る必要情報のご提供依頼の件

当社取締役会は、平成 18 年 2 月 17 日付の当社プレスリリース「当社株券等の大規模買付行為への対応方針に関するお知らせ」において公表しております大規模買付ルールに則り、別紙のとおり貴社がご計画されている当社株式の大規模買付行為に係る必要情報のご提供を要請します。なお、ご回答は別添の書式に従って、日本語で記述をお願いいたします。

この必要情報は、株主の皆様の判断及び当社取締役会の意見形成のために重要なものでありますので、作成に際しては十分ご留意ください。

また、ご提出いただいた必要情報が株主の皆様の判断及び当社取締役会の意見形成に不十分であると判断した場合、必要情報が揃うまで、追加提出を要請することがございますので、あらかじめご了承ください。(追加提供の要請をするか否かの判断材料とするため、別紙記載の必要情報の提供要請に応じることができない場合には、当該情報を開示できない理由を具体的に記載してください。)

万一、必要情報の提供不足が改善されない場合、又は取締役会評価期間の完了前に大規模買付行為が開始された場合など、大規模買付ルールが遵守されないような場合には、特別委員会の勧告を受けたうえで、当社は当該大規模買付行為に対する対抗措置を発動する場合がありますので、貴社がご計画されている当社株式の大規模買付行為は、弊社取締役会評価期間が完了するまでは開始されませぬよう、重ねてお願い申し上げます。

なお、ご提出いただいた必要情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点でその全部又は一部を開示する予定です。

本書簡及び別紙「必要情報リスト」にて用いられる用語は、次の定義のほか、本対応方針における定義に従います。

- 貴ファンド : Steel Partners Japan Strategic Fund (Offshore), L.P.
- 本買付者 : Steel Partners Japan Strategic Fund - SPV VI, LLC 又は本意向表明書(a)における「a wholly owned Japanese subsidiary established for the acquisition」
- 貴ファンド等 : 貴ファンド、本買付者、並びにその他のいわゆるスティール・パートナーズと呼ばれる投資ファンド(貴ファンドの投資運用をする者又はこの者と実質的に同一である者によって運用されるファンド、Mr. Warren G. Lichtenstein が代表を務めるファンド、及び同氏が運用の決定権限を有する

か又は決定権限を有する機関の構成員である者によって運用されるファンドを含むが、これに限定されない。)並びにこれらが過去に支配していた又は現在支配している会社又はその他の法的主体の総称(共同保有者又は特別関係者が存在する場合は、これらの者も貴ファンド等の定義に含まれます。)

- 共同保有者 : 証券取引法第 27 条の 23 第 5 項に規定する共同保有者 (同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。)
- 特別関係者 : 証券取引法第 27 条の 2 第 7 項に規定する特別関係者
- 本意向表明書 : 2007 年 2 月 15 日付の「Discussions in Relation to a Recommended Transaction」と題する貴ファンドの書簡
- 本意向表明書 : 2007 年 2 月 15 日付の「貴社株式の友好的取得について」と題する貴ファンド参考訳の書簡(本意向表明書の[参考訳])
- 本買付け : 本意向表明書に記載された買付け
- 本買付け資金 : 本買付けに要する資金
- 本買付け完了後 : 本買付けが成立する場合の本買付けの完了時以降
- 重要提案行為等 : 証券取引法施行令第 14 条の 8 の 2 第 1 項に規定する行為 (すなわち、証券取引法において「重要提案行為等」と定義される行為)
- 当社 : サッポロホールディングス株式会社
- 当社子会社 : 当社の最新の有価証券報告書及び半期報告書に記載された当社の連結子会社
- 当社グループ : 当社及び当社子会社の総称
- 資産 : 不動産、動産、知的財産権その他の一切の資産
- 本対応方針 : 平成 18 年 2 月 17 日付当社プレスリリースで公表した当社の「当社株券等の大規模買付け行為への対応方針」

「必要情報リスト」

1. 貴ファンド等の概要に関する情報

1.1 貴ファンド等は、対象会社（日本国内・国外を問いません。）の株式を取得して当該対象会社の議決権の過半数を獲得した経験はございますか。ある場合には、当該取得の時期、対象会社、取得の概要、取得後に貴ファンド等が行った対象会社経営陣への助言や株主権行使等を通じての対象会社の株主価値向上の支援、取締役又は役員の派遣、対象会社の従業員の処遇、対象会社に対する資本構成又は配当方針の変更に関する提案その他の重要提案行為等及び対象会社の企業価値の変動の結果をご開示ください。

1.2 貴ファンド等は、これまで当社グループの事業のいずれかと同種の事業を有する会社（日本国内・国外を問いません。）に対して経営陣への助言、重要提案行為等を行った経験はございますか。ある場合には、貴ファンド等が行った対象会社経営陣への助言や株主権行使等を通じての対象会社の株主価値向上の支援、取締役又は役員の派遣、対象会社の従業員の処遇、対象会社に対する資本構成又は配当方針の変更に関する提案その他の重要提案行為等及び対象会社の企業価値の変動の結果をご開示ください。

1.3 貴ファンド等がこれまで行った、対象会社の議決権の過半数の獲得を目的とする株式の取得（日本国内・国外を問いません。）のうち、本対応方針注4で例示した場合又は株式の取得方法が、最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等を行う方法である場合（いわゆる強圧的二段階買収）に該当するものはございますか。ある場合は、当該株式取得の全件につき、時期、対象会社、当該株式取得の概要をご開示ください。

1.4 貴ファンド等は、過去に法令（日本法を含みますが、これに限定されません。）に違反したことはございますか。ある場合は、当該法令違反の全件につき、時期、関連する当局、違反の概要及び結果（裁判、裁定、行政決定の内容、罰金その他の貴ファンド等が被った不利益の規模・額）をご開示ください。

1.5 貴ファンド等がこれまで行った、対象会社の議決権の過半数の獲得を目的とする株式の取得（日本国内・国外を問いません。）に関し、対象会社及びその関係者並びにその他の第三者から訴訟を提起されたこと又は対象会社及びその関係者若しくは売主たる株主に対して訴訟を提起したことはございますか。ある場合は、当該訴訟の全件につき、時期、当事者、係属裁判所、訴額、争点及び結果（判決で認定された事実の概要、認容された支払額、和解額）当該対象会社をご開示下さい。

1.6 貴ファンドと共同保有者又は特別関係者との関係をご開示ください。また、貴ファンドの実質的所有者（beneficial owner）につき、住所、氏名・名称、国籍・設立等準拠法、及び（法人の場合）実質的な業務を行っている国・地域をご開示ください。これら実質的所有者又は貴ファンドの業務執行者、出資者その他のファンド構成員が本買付完了後（議決権の66.6%を取得できる

と仮定した場合)に証券取引法第163条第1項の主要株主に該当する可能性がある場合は、その者の本買付完了後に想定される議決権比率も併せてご開示下さい。

1.7 上記1.3でご回答いただいたことを除き、貴ファンド等がこれまで行った株式の取得(日本国内・国外を問いません。)のうち、対象会社又はその関係者に保有株式の買戻しを請求した事例又は実際に買戻しが行われた事例はございますか。ある場合には、当該株式取得の全件につき、案件の概要(時期、対象会社、取得価格、対象会社等による買戻価格、等)についてご開示ください。

1.8 貴ファンド等が、対象会社の議決権の過半数を獲得して会社経営に参加する場合には、対象会社の事業に関する専門的な知見や豊富な経験を有する人材の確保及び対象会社への派遣が不可欠だと考えますが、かかる人材の確保についてはどのように対応されているのでしょうか。貴ファンド等は、貴ファンド等の投資先となる様々な業種毎に、かかる人材を提供することのできるいわゆるインダストリ・パートナーを揃えているのでしょうか。

1.9 貴ファンド等が資金調達を行うにあたり、資金提供者に提供している貴ファンド等に関する運営方針、事業概要、財務内容、投資実績等の詳細を示す資料について、ご提供ください。

2. 本買付けの目的及び内容に関する情報

2.1 本意向表明書において提示を留保している、本買付けに係る取得条件の詳細につきご開示ください。開示が困難である場合は、その理由及び開示を行うために必要な条件その他の事項につきご説明ください。

2.2 貴ファンド等はこれまで日本において対象会社の取締役会の賛同を得ずに公開買付け(いわゆる敵対的TOB)を開始した例を複数有しており、他方、対象会社の取締役会の賛同を得て公開買付けを行った例はないと理解しております。今回、当社に対して、当社取締役会の賛同を得ることを前提として本買付けを行おうとしている理由(従来の貴ファンド等の公開買付けと異なる取扱いをしている理由)につきご説明ください。

2.3 a 貴ファンドは、本意向表明書において、当社取締役会が本買付けに賛同しない場合は本買付けを撤回する権利を留保するとしています。他方、当社取締役会が本買付けに賛同するためには、本対応方針に従って貴ファンドから本必要情報の提供を受け、取締役会評価期間を経て当社取締役会としての意見形成を行うことを要しますので、少なくともそれまでの間は当社取締役会としては賛同を行うかどうかを決定することはできません。以上を前提とすると、貴ファンド等は、取締役会評価期間満了までの間に当社取締役会の賛同を得ることなく当社の株式を取得する予定はないと理解してよろしいでしょうか。

b. 上記aにおいて、貴ファンド等による当社取締役会の賛同を得ずして行われる当社の株式の取得の予定がある場合、当該株式取得の諸条件が本意向表明書に記載された当社取締役会の賛同を得て行われる前提での本買付けの諸条件と同一か否か、同一でない場合の両者の相違点につき本意向表明書及び本別紙の質問に準じてご開示ください。他方、貴ファンド等による当社取締役

会の賛同を得ずして行われる当社の株式の取得の予定がない場合であっても、一定の事情が存在すればかかる株式取得を行うことがありうると貴ファンド等が認識されている場合は、かかる事情についてご説明ください。

2.4 貴ファンドは、本意向表明書参考訳において、「現段階では、株主総会の決議結果が明らかになるまで本方針に従う所存でございますが、その後については、本方針に従うか否かの表明を留保させていただきます。」と表明しておりますが、仮に、株主総会の決議により大規模買付ルールが廃止された場合には、貴ファンドは直ちに本買付を実施される意向なのでしょうか。

2.5 本意向表明書参考訳(f)において、「貴社と公開買付け以外の方法につき協議することも吝かではありません」とのことですが、想定されている公開買付け以外の方法について、具体的にご教示ください。

2.6 本買付完了後、貴ファンド等は、当社の株式の66.6%（議決権ベース）を保有することとしています。この66.6%という数字の根拠（なぜ100%ではなく66.6%なのか）、66.6%の当社株式を取得することによって貴ファンド等が達成しようとする目的についてご説明ください。

2.7 本買付完了後、貴ファンド等が当社の他の株主のスクイズアウトを行う具体的な予定はございますか。ある場合は、当該スクイズアウトの概要、時期、対価の算定方法、当該スクイズアウト後の当社グループの経営方針といった当該スクイズアウトの詳細をご開示ください。具体的な予定がない場合であっても、一定の事情が存在すれば本買付完了後に当社の他の株主のスクイズアウトを実行することがありうると貴ファンド等が認識されている場合は、かかる事情についてご説明いただくとともに、当該スクイズアウトの詳細をご開示ください。

2.8 本買付完了後、（上記2.7でご回答いただいたことを除き）貴ファンド等が当社の上場維持を困難にする取引を実行する予定はございますか。ある場合は、かかる取引の時期、内容、規模、相手方、理由、上場廃止を容認するか否かの別及びその理由、上場廃止を回避する際の回避策、上場廃止を容認する場合の理由、上場廃止後の当社グループの経営方針及び上場廃止後に実施する当社グループに属する会社及び資産の処分の方針といった当該取引等の詳細をご開示ください。具体的な予定がない場合であっても、一定の事情が存在すれば本買付完了後に当社の上場維持を困難にする取引を実行することがありうると貴ファンド等が認識されている場合は、かかる事情についてご説明いただくとともに、当該取引等の詳細をご開示ください。

2.9 本買付完了後の取引ストラクチャーについてご教示ください。本買付完了後、本買付者と当社の合併を予定しているという理解でよいのでしょうか。

2.10 本買付完了後、貴ファンド等が保有する当社株式の処分の時期、方法及び相手方についての考えがあれば、ご開示ください。

3. 本買付けにおける当社株式の取得対価の算定根拠及び取得資金の裏付けに関する情報

3.1 本買付けの対価（825 円程度）及びプレミアム（本意向表明書の日付の前日の終値に対する

4.56%)の算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報について、ご説明ください。

3.2 本買付資金の調達方法(貴ファンドの出資金、金融機関からの借入れその他の具体的な調達方法) 調達方法ごとの調達予定金額及び当該資金調達の確実性を示す根拠をご開示下さい。

3.3 本買付資金を調達するために借入れを行う場合において、当社グループのキャッシュフローによって当該借入金を返済することを予定しているときは、当該借入金の金利、要返済額、返済スケジュールその他の返済計画の内容をご開示ください。

3.4 本買付資金の調達に際して、当社株式や当社グループに属する会社又は資産に関して担保を設定する等、本買付資金に関連して予定している取引又は実行する可能性がある取引はございますか。ある場合は、当該取引の時期、内容、相手方、かかる取引の実行が当社グループの企業価値に与える影響についてご開示ください。

4. 本買付完了後に想定している当社グループの経営方針等に関する貴ファンド等の考え方

本買付完了後の貴ファンド等の議決権比率は最大 66.6%に留まり、発行済株式の 100%を買い付ける全部買付けの場合とは異なるため、当社の他の株主にとっては必ずしもその保有する全株式を売却する機会が保証されておらず、本買付け後も少なくとも 33.4%分の少数株主が残存することとなります。したがって、本買付完了後に想定している当社グループの経営方針等について貴ファンド等がどのようなお考えをお持ちなのか株主にとっての重大な関心事であるといえます。また、当社の議決権の最大 66.6%を保有する大株主となる貴ファンド等としては、当社グループの経営等のあるべき姿について、これまで公開情報等に基づいて十分に検討されてきたことと推察いたします。これらを前提に、以下の質問にご回答ください。

4.1 当社グループの各事業に関する事業環境についての貴ファンドのご認識をご開示下さい。

4.2 当社グループの各事業をどのように経営するのが当社の株主全体の利益に資するかについて、本意向表明書(h)に記載された前提の下で、現時点の貴ファンドのお考えをご説明ください。

4.3 本買付完了後、貴ファンド等が採用することを予定又は検討している経営方針、事業計画、財務計画(現在の借入金の取扱いを含みます。) 資本政策、投資計画、配当政策、資産活用策、ブランド戦略、海外事業展開その他の企業価値向上策(「経営方針等」)について、当社グループが昨年2月に発表いたしました「2006年 - 2008年中期経営計画」等との相違点及び貴ファンド等の経営方針等が当社グループの企業価値や従業員の処遇に与える影響が明らかになるようにご説明ください。

4.4 経営方針等のうち配当政策について、本意向表明書参考訳(g)は、「現経営陣の皆様と協働して調査分析を終えるまでは、貴社の配当政策についても、何ら変更を提案することはいたしません」としていますが、配当政策を含む経営方針等につき、いかなる事情が存在すれば貴ファンド等が変更を提案するかについてご説明ください。

4.5 本買付完了後、貴ファンド等が当社に派遣することを検討している取締役候補者その他の経営者候補者はございますか。ある場合には、候補者の氏名、経歴、常勤・非常勤の別、当社グループの事業のいずれかと同種の事業についての専門的な知見や豊富な経験の有無、社外取締役としての経験の有無及び候補者とした理由をご開示ください。

4.6 本意向表明書参考訳(g)は、「私どもは、貴社の現経営陣および従業員の皆様を信頼しておりますし、現在のところ、貴社の事業および取締役を含む人事を変更することは考えておりません」としています。本買付完了後、貴ファンド等が当社グループに属する会社又は事業について売却その他の処分を行うことはないと理解してよろしいでしょうか。理解が異なる場合、いかなる事情があれば貴ファンド等が当社グループの会社又は事業について売却その他の処分を検討されるのか、対象となる当社グループの会社又は事業、具体的な処分内容、処分の時期、処分の相手方、かかる処分が当社グループの企業価値や従業員の処遇に与える影響についてそれぞれご説明ください。

4.7 本買付完了後、貴ファンド等が当社グループに属する重要な資産（不動産、有価証券など的高額資産や経営上必要な知的財産権、企業秘密、主要取引先等）について売却その他の処分を行う予定はございますか。ある場合には、対象となる当社グループの資産、具体的な処分内容、処分の時期、処分の相手方、かかる処分が当社グループの企業価値や従業員の処遇に与える影響といった当該処分の詳細についてご開示ください。予定がない場合であっても、一定の事情が存在すれば本買付完了後に当社グループの資産の売却その他の処分を実行することがありうると貴ファンド等が認識されている場合は、かかる事情についてご説明いただくとともに、当該処分の詳細をご開示ください。

4.8 本買付完了後、貴ファンド等が当社グループ内の組織再編（グループ会社内部における人事組織の再編成を含みます。）を行う予定はございますか。ある場合には、対象となる当社グループの事業、組織再編の対象となる会社、具体的な組織再編内容、組織再編の時期、合併等の相手方その他の関係者、当該組織再編後の当社グループのガバナンスの体制並びに当該組織再編が当社グループの企業価値や従業員の処遇に与える影響といった当該組織再編の詳細についてご開示ください。具体的予定がない場合であっても、一定の事情が存在すれば本買付完了後に当社グループ内の組織再編を実行することがありうると貴ファンド等が認識されている場合は、かかる事情についてご説明いただくとともに、当該組織再編の詳細をご開示ください。

4.9 貴ファンド等が当社の経営支配権を取得した場合、酒類事業その他の当社グループの事業について事業の廃止・大幅な縮小、生産量の大幅な減少といった事業運営の重大な変更を行う予定や、酒類製造免許その他の当社グループの事業に必要な許認可の維持に悪影響を与える行為・取引を行う予定はございますか、またそのような許認可の維持に悪影響を与えるおそれのある事由を認識していますか。ある場合には、その詳細についてご開示ください。上記のような行為・取引の予定がない場合であっても、一定の事情が存在すればかかる行為・取引を行うことがありうると貴ファンド等が認識されている場合は、かかる事情についてご説明いただくとともに、当該事業運営の重大な変更及び行為・取引の詳細をご開示ください。

4.10 本買付完了後、当社グループの取引先又は顧客との関係を変更する予定はございますか。ある場合には、対象となる当社グループの事業、具体的な変更内容、変更の時期、変更の対象となる取引先、かかる変更が当社グループの企業価値や従業員の処遇に与える影響といった当該変更の詳細についてご開示ください。予定がない場合であっても、一定の事情が存在すれば本買付完了後に当社グループの取引先又は顧客との関係を変更することがありうると貴ファンド等が認識されている場合は、かかる事情についてご説明いただくとともに、当該変更の詳細をご開示ください。

4.11 本意向表明書参考訳(g)は、「私どもは、貴社の現経営陣および従業員の皆様に信頼しておりますし、現在のところ、貴社の事業および取締役を含む人事を変更することは考えておりません」としています。本買付完了後、貴ファンド等は当社グループの執行役員、従業員その他の人事を従来の人事慣行から変更しないと理解してよろしいでしょうか。理解が異なる場合、いかなる事情があれば貴ファンド等が当社グループの人事を変更するのか、変更対象となる当社グループの事業、想定される変更内容、時期、対象となる人員、かかる変更が当社グループの企業価値に与える影響についてそれぞれご説明ください。

4.12 貴ファンド等が当社の経営支配権を取得した場合、当社又は当社の他のステークホルダー（少数株主、従業員、取引先、顧客、等）に対して貴ファンド等がもたらすことのできるシナジー、メリットについて、具体的にご教示ください。

以 上

別 添

質問	回答
[別紙の質問を全て転記してください。]	[別紙の質問に対する貴ファンドの回答を記載してください。]

本ファンドは、以上の回答が真実であることにつき表明保証いたします。

Steel Partners Japan Strategic Fund (Offshore), L.P. (本ファンド)

[署名]

Warren Lichtenstein